

議案説明書

健康医療部 いきいき高齢課

提出議会：令和6年第2回定例会

1 案件名

議案第25号 佐野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の改正について

2 概要

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、所要の規定を整備する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

- (1) 要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も市からの指定を受けて実施できるようになるため、居宅介護支援事業所の基準を追加する。
- (2) 介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、指定を受けた指定介護予防支援事業者に対し、当該計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる旨を追加する。
- (3) その他、利用者等の身体的拘束の禁止や、利用者に対する面接にテレビ電話装置等の活用が可能となる規定など、厚生労働省令の改正に伴う所要の規定を整備する。

4 その他の事項

施行日 令和6年4月1日